政令第四百二十三号

株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令及び独立行政法人国際協力機構法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

一　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百八十六号）第四条第二項

二　独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）第一条

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十三　株式会社国際協力銀行

第九条の四に次の一号を加える。

九十四　株式会社国際協力銀行

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十五　株式会社国際協力銀行

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十三　株式会社国際協力銀行

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百六　株式会社国際協力銀行

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第六号を次のように改める。

六　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三号中「及び国民金融公庫法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫」を「、国民金融公庫法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫及び株式会社国際協力銀行」に改める。

第四十三条第六項第四号中「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令及び統計法施行令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「沖縄振興開発金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

一　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

（登録免許税法施行令の一部改正）

第八条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「別表第三の一の二の項」の下に「及び一の三の項」を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第六号を次のように改める。

六　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

（外国為替令及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「、株式会社日本政策金融公庫」を削り、「及び株式会社日本政策投資銀行」を「、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行」に改める。

一　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条の二第一項第三号

二　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第二条第三号

（保険業法施行令の一部改正）

第十一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）」を「資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）」に、「株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条並びに資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項」を「資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第十二条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号ナ中「及び株式会社日本政策金融公庫」を「、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第十三条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十三号及び第八条第十一号中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

第十九条第二号中「株式会社日本政策金融公庫、」の下に「株式会社国際協力銀行、」を加え、「株式会社日本政策金融公庫及び」を「株式会社国際協力銀行及び」に改める。

第六十二条第三号中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十四条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十一　株式会社国際協力銀行